

第3回企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成19年12月21日（金） 13：30～15：30
- 2 場 所 中央合同庁舎第2号館11階 国土交通省土地・水資源局局議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、井出専門委員、高橋専門委員、小原専門委員、清水専門委員、
審議協力者（内閣府、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府）、
事務局（犬伏統計審査官、宮内統計利用専門官）、
調査実施者（麦島土地情報課長、石井専門調査官）
- 4 議 題 平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について

5 議事録

○美添部会長 定刻になりましたので、ただいまから「第3回企業統計部会」を開催します。

本日の議題は前回に引き続いて「平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」です。

初めに、本日の配付資料につき、事務局の犬伏統計審査官から説明をお願いします。事業所・企業データベースについての説明も併せてお願いします。

○犬伏統計審査官 それでは、議事次第の「4配付資料」を見ながら確認いただければと思います。資料を4点用意させていただいています。

資料1が「第2回企業統計部会における指摘への回答」で、国土交通省から資料1を用意しております。

資料2が「事業所・企業データベースにおける事業所コード及び企業コード」です。

参考1として前回の部会の議事概要、参考2として、前回お話が出ました民間委託に係るガイドラインを参考に添付しております。

それから、席上配付で、後ほど使います答申案を配布しております。

それでは、参考1をご覧くださいければと思います。前回の第2回部会の結果概要について、概略確認させていただきたいと思っております。

議事の関係は、5の（2）のところです。

まず、「ア」ですが、「法人土地基本調査」、調査事項・調査票の関係につきまして、プレプリントについての御質問がございました。それから、2つ目ですが、土地施策

の関係で関係統計がどのように対応しているのかという土地関係の統計体系についての御質問がございました。

それから、「イ」で調査方法の関係では、企業の統一行動について御質問がございました。それから、行政記録の活用につきまして、課税台帳の活用はなかなか難しいのではないかという話がございました。一方で、2ページ目ですが、現時点では課税台帳を使えないとしても、今後その利用方法を模索することは重要ではないかという意見もございました。3つ目ですけれども、調査の根幹にかかわる部分については、調査実施者が知識と経験を組織的に継承しなければいけないのではないかという意見がございました。

「ウ」ですが、調査周期につきまして、現行5年周期の調査については、一応「企業の土地取得状況等に関する調査」を使えば、5年周期で十分ではないかという意見が大勢を占めたかと思っております。

「オ」の「法人建物調査」の集計事項ですが、ここで、建物の利用状況の調査項目のところで、建物を利用していないとする選択肢がないので、いわゆる空き家の状態が把握できないけれどもいいのかという意見がございました。それから、一番下ですが、いわゆる駅ナカの鉄軌道用地の上にあります商業施設について把握する必要があるのかどうかについて調査実施者で再度検討してもらいたいという意見がございました。

おおむねこのような前回の結果概要であったかと思えます。

次に、資料2を見ていただければと思います。

前回、事業所・企業データベースにおける事業所コード、企業コードがどうなっているのかという御質問がございました。事務局の方で簡単にまとめさせていただきました。現行の事業所コードにつきましては、トータル11桁が付与されております。ただ、都道府県別のコードになってございまして、県間移動があれば事業所のアイデンティファイができない状況がございました。一方、企業コードについては7桁で一応整備されていますが、平成16年調査のときに名寄せ集計を行っていませんでしたので、現在、企業コードは空の状態です。

今後ですが、平成20年4月以降は、事業所コードについてもトータル9けたで固有番号を付与する。廃業の場合は欠番、新たな事業所ができた場合には新たな番号を付与するという、基本的に全国統一の事業所コードに移行する。それから、企業コードについても、平成18年事業所・企業統計調査から名寄せ集計した結果で、9桁の一連番号を付与するという状況になっています。

前回、統計調査の民間委託に係るガイドラインというのは一体どういうものかというお話がございました。それで、概要版とこの5月に改正しましたガイドライン本体を参考2で添付させていただきました。この中で細かく、調査実施者が取るべき措置、契約に当たって対民間事業者には契約等で秘密保持についてオブリゲーションを課すべ

き事項を事細かく規定しているものです。後ほど見ていただければと思います。

私の方からは以上です。

○美添部会長 3つの内容について説明をいただきましたが、1番目に、第2回企業統計部会結果概要につきまして意見ををお願いします。このような整理の仕方よろしいでしょうか。

○佐々木委員 調査のターム5年ということは、すごく膨大な作業になるし、大変だから、予算もないからという話になってしまいましたよね。それに関連して、行政記録、行政情報の利用に関する議論もそのとき行われたわけですが、これがまた大変だ、使えないのではないかというのが、一応、答申の中にはこれから検討するという事になってはいますが、ほとんど無理ではないかという雰囲気での間終わったと思います。

その2つのことですが、第1回部会の資料4-5、行政記録のことを書いた資料があったと思います。

資料4-5「法人土地基本調査における行政情報の利用に関する問題点の整理」とあります。これが、いかに問題でできないかということを書いてありますけれども、その2ページです。ここから議論のための議論をするようなので提案でもないのですけれども、例えば調査側の作業負担の増大を書いていまして、恐らく90万時間、費用が2億8,500万円増えると書いてあるのですね。これは、調査側にそれだけのコストが発生するということですが、もし完璧に行政記録が利用できれば調査される企業側のコストが減ることになりますね。これだけ出ていくと、別なメリットが記述されていない感じがします。

2番目に委任状作成に要するというのがありますが、委任状を毎回出すのか、1回出して、もうずっとこれでいいとしてくれれば、一過性の費用、一過性のコストではないか。

3番目に、課税台帳にデータの記載のない法人が存在する。課税台帳に記載させたらいいのではないか。

4番目に、法人建物調査の調査事項と課税台帳データの不一致。これも結構致命的ですが、例えば建物の貸し付けの有無は載っていません。これも書かせる。建物の有形固定資産額も何らかの方法で書かせる。

5番目の回収率低下の恐れというのは、これをどう考えるかですが、やむを得ないと思えばやむを得ない。

それから、調査期間の長期化、これは努力してもっと縮めてもらう。

いろいろなことを考えると、行政記録をもう少し工夫してもらったら何か使えるのではないか。もし仮に使えたとしたら、さっき言った5年周期をやめて、このデータを毎年出してもらう。企業側に負担がなければ、もし簡単にできる方法が見つければ3年周期でもやれるのではないかという気がします。それは解決しなければいけない

問題点はたくさんありますけれども、この間みたいにもう全然無理だとあきらめてしまうのはいかななものかという感想です。

○美添部会長 基本的方向としては、行政記録の活用を図るということで、統計委員会でもその方向は承認されているわけです。ただ、具体的なこの統計とこの行政記録に関しては、現状、活用するのはかえって費用がかかるというのが、この調査の検討結果です。この指摘に関しては間違っていないと思われまます。

ただ、佐々木委員の指摘のように、90万時間、費用が2億8,500万円増加するが、これは現状では回答者側が負担しているものなので国民全体としての負担は変わらない。だれが費用を負担するかの問題といえます。ここまで正直に書いてありますので、将来、この統計にどのような形で利用できるかはこの時点で明確ではありませんが、一般論として、行政情報の利用を推進するというに反対意見はないと思いますので、今回も答申にその旨を記載したいという趣旨でよろしいでしょうか。

結果概要の点については、これに関する修正意見ではないと思われまますが、よろしいでしょうか。

これをもちまして次回の統計委員会に提出いたします。

資料2と参考2につきまして意見、質問等お願いします。まず、資料2ですけれども、前回、清水専門委員から質問のあった内容に対する要約版の回答となっておりますが、よろしいでしょうか。

○清水専門委員 平成20年4月以降であれば、パネルデータ化していくときに、この企業コード、事業所コードがあればできると期待できる素地が整うとわかりました。パネル集計が必要かどうかは、私はまた違う意見ですが、やろうと思えばできる体制が整ったことがわかりました。

○井出専門委員 新しい事業所コードでは、県という地域データの部分がないように見受けられますが、県コードは廃止されてしまうのですか。

○事務局 従来は都道府県番号が頭にあったのですが、今回は全国、地域の県番号はない形でコード化しようとしております。

○美添部会長 コード化はそうですが、地域情報は当然です。事業所ですから。

○事務局 住所情報は別に持っております。

○美添部会長 事業所の概念は場所の概念ですから、当然、その場所情報はあるわけですね。

○事務局 はい。

○井出専門委員 コードでの把握をするのに、別のやり方で把握するという意味でしょうか。

○美添部会長 このコードの下のフィールドにいろいろな情報がつく。

○井出専門委員 入れているので、そこでと。わかりました。

○美添部会長 この点について情報が必要であれば提供いただけますが、今回はこれ

でよろしいでしょうか。

それでは、参考2です。前回、何人かの方から詳細を知りたいという発言がありましたので、最新版のガイドラインを提供していただきました。少し量の多いものですので、読み上げる時間はありませんけれども、1ページ目の「民間委託の推進対象業務の範囲等」に範囲があり、中核的な知識・能力を必ずしも要しない業務を民間に委託する。それから、民間としては、過去に実績がある業務を対象として追加する。民間の資格と能力をどこで判断するかという記述も後の方にあります。以上ですが、何か発言等ありますでしょうか。

○高木臨時委員 既に統計調査で民間委託は行われているのですよね。その経験を踏まえてこれは出てきていると考えてもいいわけですか。

○犬伏統計審査官 例えば、承認統計調査等につきましては、調査の実査の事務であるとか、集計であるとかは過去からいろいろ民間委託で行われてきております。そういったものを踏まえて、公共サービス改革法とかが制定されてきたため、統計調査の統一的なガイドラインを示しておかないと各所ばらばらになっているのはまずいのではないかということがあって、最初に平成17年3月に、各府省統計主管課長等会議申し合せという形で作成しまして、最近になって、5月に改定を行いました。したがって、このガイドラインができる以前から、個別적으로는、集計の部分であるとか実査の部分はそれぞれ民間委託を行っています。

○美添部会長 問題になるのは、中心的な指定統計で、これに関しては各府省とも、従来は、印刷以外は民間には出していなかったと思います。今は部分的に民間を利用している調査がある。

ただし、1ページ目にあるように、本当に中核的な部分、調査の企画、設計、基本的な審査にかかわるところは民間には委託せず、今回も国土交通省が民間業者に指示をするという整理になっています。あと、秘密の保護は厳重に管理するという事です。

これは全体にかかわるガイドラインですので、この部会で議論をすることではなくて、紹介をいただいたということです。

それでは、本日の審議に入ります。まず、前回の部会で検討を依頼された事項について、調査実施部局から資料1として回答が提示されています。その説明をお願いします。

○国土交通省（麦島土地情報課長） それでは、資料1をご覧頂きたいと思いますが、前回部会で大きく4つほど御指摘いただいているかと思います。一つひとつ御説明申し上げたいと思います。まず、指摘の1つ目です。調査票のプレプリントの御議論がございました。前回説明が足りず大変申しわけございませんでした。第1回目の企業統計部会でお配りしてございます参考4から6をお開き頂きたいと思います。これが調査票のプレプリント版です。例えば参考4をご覧頂きまして、この網かけ部分、ピ

ソクの部分ですが、ここがプレプリントの部分です。プレプリントいたしますのは、大きく分けると、1つは、母集団整備をいたしました結果を印字する部分がございます。2つ目は、前回の調査結果を印字する部分がございます。母集団整備をいたしました結果につきましては、例えばこの参考4は法人土地基本調査ですが、法人の名称、法人の本所・本社・本店の所在地、組織形態、業種。また、参考6の法人建物調査票を見ていただきますと、法人の名称がこれに当たるわけです。調査に先立ちまして実施いたします母集団整備により把握した最新の法人属性情報をもとに印字するものです。

大きな2つ目は前回の調査結果ですが、これは、大きな1つ目の部分以外の項目で、調査客体の方々の御負担の軽減と回収率の向上を図るために実施するものです。こちらの部分につきましては、母集団整備により前回調査より継続していることが判明いたしました調査客体のうち、前回調査で御回答いただいた調査客体について前回の調査結果を印字するものです。こちらの部分は、情報の管理、情報の流出を避けたいということで慎重な取り扱いをしているところですが、母集団整備に関しましては、来年、平成20年3月まで作業を続けておりますので、それで得られました最新の情報をもとにプレプリントいたします。

これが1つ目のプレプリントの関係です。

資料1にお戻りいただきまして、2つ目の御指摘を頂戴しておりますのは、法人建物調査におきます「利用していない建物」の調査という御指摘があったかと思ひます。それで、現行の調査におきましては、法人が所有しております建物のうち、閉鎖された工場と利用していない建物は、「建物の利用現況」におきまして、「その他の建物」を選択することとしてひます。

今日お付けしております資料の別紙2の2枚目をご覧頂きたいと思ひます。これが、これまでお出ししております予定しておりました法人建物調査の調査票です。

これでいきますと右側の方の9番目のところ「建物の利用現況」という部分がございます。その中で一番下のところに「その他の建物」がございますが、先ほど申し上げましたように、閉鎖された工場等利用していない建物は、この中に記述していただくと整理してひます。その他の建物には幾つかメニューがございますので、実際にここに入ってきてしまう。利用しているかどうかは明らかになっていないのが今の調査です。

前回の御指摘を踏まえまして、平成20年の調査におきましては、土地政策の推進にあたり、低・未利用の状況の実態をつかむことが非常に重要になってございますので、空き地だけではなくて、工場等の建物が存在していても利用していない部分の把握はやはり必要という気もいたします。地域の街づくりの推進とか、防犯、防災の観点からも重要な側面があるのではないかと思っているわけです。

このようなことから、平成20年調査につきましては、今御覧頂ひてひます別紙2

の前に別紙1という緑の調査票がございます。これは法人土地基本調査です。これまでお示ししておりました予定の調査票は2枚目のところですが、まず、法人土地基本調査につきましては、その一番右側の「土地の利用現況」に、これまでは、利用していない建物が土地の上に乗っかっていれば、それは「その他の建物」に入ってきましたが、平成20年調査につきましては、1枚目を見ていただいて、その一番右側のところ、黒線を引いてございますが、このような項目を追加してはどうかという案を今日お示ししてございます。これでいきますと、一番右側の下側ですが、「利用していない」という中にこれまでは空き地があったわけですが、それに加えて20番のところに「利用していない建物」という項目を設けるということでございます。

その上で、法人建物調査につきましては、別紙2の1枚目が今日御提示しております修正案ですが、先ほどの9番の「建物の利用現況」の中で、11に「利用していない建物」という項目を追加してはどうであろうかと、今日お示ししてございます。ただ、このような調査票にした場合、実際に例えば土地を持っていても、その土地の上に存在する建物を別の法人等が所有しているケースもあろうかと思えます。そのような場合、必ずしも利用現況、利用状況自体を把握していない場合もあろうかと思えます。この辺は、調査票に同封いたします手引等々にも注意事項として書きたいと思えますが、その辺も踏まえながら、今日、修正案を一応御提示してございますが、いろいろ御意見、御議論を賜ればと思っております。

これが大きな2つ目の御指摘であったかと思えます。

続きまして、資料1の方にもう一度お戻りいただきまして、2枚目です。前回の部会の3つ目の大きな御指摘は、指摘3と書いてございますが、今回御議論を賜っております法人土地基本調査とその他行ってございます土地に関します周辺調査についての全体像といいますか、その関係という御議論があったかと思えます。

今日お配りしてございます別紙3を併せて見ていただきながら御説明申し上げたいと思えます。法人土地基本調査につきましては5年周期で法人の所有土地・利用のストック量を把握するものです。左側のところに「土地基本調査」と書いています。これに併せまして、同年に実施しています「住宅・土地統計調査」、これは総務省の調査ですが、その結果から集計により把握しているのが世帯の部門です。また、併せまして公的な部分につきましては、「土地所有・利用概況調査」を行ってございまして、既存の行政資料等々を整理いたしまして、この公的な部分を補いつつ、全体としまして法人、世帯、公的部門という全体の土地所有・利用の現況をつかんでいるという状況でございます。

これに加えて、法人土地基本調査の5年周期ですが、その間の年に関しましては、右側のところを見ていただきたいと思えますが、毎年実施している調査がございます。1つは、「企業の土地取得状況等に関する調査」、これは承認統計で実施しております。もう一つは、「土地保有移動調査」、これも承認統計で実施してござい

て、毎年実施してございます。

上の方を見ていただきますと、「企業の土地取得状況等に関する調査」につきましては、その中間年、間におきます土地の所有、利用、移動、未利用地等の情報の把握のために、法人土地所有の 44%を占めています資本金 1 億円以上の企業につきまして、これは約 3 万 2,000 法人の客体があるわけですが、これを対象に、毎年そこに書いていますような項目の調査を実施している状況です。

また、「土地保有移動調査」につきましては、常に変化しています土地取引の現状について把握するために、毎年行っている調査でして、項目につきましては、そこに書いてあるような項目で実施している状況です。

更に、それに加えまして、土地政策を実現するために情報の収集・整備をしまして、それは下側に書いています。例えば、毎年不動産の証券化につきましては、その実態調査をしまして、証券化された不動産の金額・用途等につきまして、関係省庁、関係団体からの情報により把握している状況です。

また、右側のところ、意識の部分も非常に重要な側面がございますので、「土地の所有・利用状況に関する企業行動調査」、これは意識調査ですが、これも毎年実施している。8 大都市に本社がございます 9,000 社を対象に、企業の土地の所有・利用に対します考え方、行動の変化を把握させていただいている状況です。

また、個人ベースの意識という意味では、一番右側ですが、「土地問題に関する国民の意識調査」、全国で 3,000 人を抽出させていただきまして、土地問題に対します考え方を調査し、把握させていただいている状況です。

このような全体の調査の関係になっていきますが、ちなみに、先ほど御説明しました「企業の土地取得状況等に関する調査」と今回御議論いただいています「法人土地基本調査」の調査項目につきましては、次の別紙 4 に横に並べて比較させていただいています。このような調査を、右側の部分は毎年実施していただきますので、その状況等につきましては経年的に把握している部分がございまして、前回調査周期の御議論をいただきましたけれども、法人土地基本調査を実施しない間のイベントの発生等によります影響は、一定程度把握をきっちりしていると考えているところです。

これが前回の御指摘いただきました大きな 3 つ目でございますが、資料 1 にまたお戻りいただきまして、最後、御指摘の大きな 4 つ目です。4 つ目の御指摘は、「駅ナカ」等駅関連施設の状況把握という御議論です。

3 ページをご覧頂きたいと思いますが、現行の法人の土地基本調査におきましては、いわゆる「駅ナカ」につきましては「鉄道業における停車場用地」ということで、調査票 B に一括して計上している調査内容になっています。また、法人建物調査におきましては、停車場用地にございます建物につきましては、停車場設備ということで調査の対象としていないのが現在の取り扱いです。

駅の関連施設につきましては、鉄道事業者の方々が、特に大都市におきまして商業

的施設などの高度利用を図っている動きがあることは我々も認識してございますし、固定資産評価の見直しが一部自治体で見られている状況につきましても認識してはいますが、本調査での取り扱いにつきましても、まず、何よりも調査の御協力がどこまで得られるかという部分が正直ございます。調査の協力を得ることが前提になりますので、記入者の負担に十分配慮しながら、もう少し検討させていただきたいと思っています。

前回御指摘いただきました大きな4つにつきましても整理は以上です。

○美添部会長 まとめて報告いただきましたけれども、一つずつ確認していきたいと思えます。

まず、1番目の調査票のプレプリントに関する内容ですが、いかがでしょうか。①、②と2つに分けて整理していますが、①に関しては、最新情報を反映した企業の属性が入るということで、合併等があっても反映される。しかし、②の情報に関しては、合併等があった企業に関しては、ここは掲載しないという提案です。このような説明ですがよろしいでしょうか。

この姿勢が正しいと思います。企業情報で間違っただけを提供してはいけないと思いますので、そういう可能性のある合併等の企業については、ここは白紙から記入していただく。

このような形のプレプリントは、報告者負担の軽減という意味で要望が強いものですが、調査技術的にはやや危険なものという指摘もされています。というのは、回答者が丁寧に見ないために、修正するのを意図的あるいはうっかりして忘れる危険性があります。今回の調査票は、その点に配慮されて、一番右側にチェック欄を入れてあります。そういう工夫は各統計でされています。これに関しても、負担軽減は実現され、かつ記入の精度を高める標準的な手法だと思われまますので、これでよろしいでしょうか。

○高橋専門委員 記入者側から言いますと、プレプリントは非常にありがたいやり方だと思っています。記入者にとって一番面倒なのは、細かいところを例えば何年前までまた調べ直してということで、それが全部プレプリントされていることは非常に助かることです。

ただ、部会長もおっしゃったように、企業としては、つつい面倒くさいから少々の違いは無視することになりかねないので、その辺は記入者としても十分考えなければいけないとは思っております。

それから、確認ですけれども、今回から初めてプレプリントされるのですね。

○国土交通省（麦島土地情報課長） いえ、前回からです。

○高橋専門委員 前回からやっていらっしゃる。前回やられて、本当に大丈夫かどうかという確認は、プレプリントについて実際との確認はされたことがあるのですか、ないですか。本当にこのチェックは大丈夫なのか、プレプリントは大丈夫なのかとい

うチェックをサンプル的にやられたことはありますか。

○国土交通省（麦島土地情報課長） やっていません。

○美添部会長 チェックを忘れているのか、あるいは変化がなかったのかは、審査の段階で点検したと聞いています。ただ、標本による事後調査は行っていないと思いますが、その辺は、調査実施者でわかりましたら、後日文書で事務局に提供ください。

関連で、従来から磁気媒体による提出も認めていたとのことですが、その件数もわかりましたら、後でお知らせいただけますか。部会での審議ではなくて、追加的な補助情報で提供をお願いします。

○国土交通省（麦島土地情報課長） はい。

○美添部会長 プレプリントにつきましては確認をとれたということで、先に進ませていただきます。指摘の2として、法人建物調査等で「利用していない建物」について、井出専門委員の指摘を100%反映した修正案と原案を比較してメリット、デメリットを説明していただきました。これについていかがでしょうか。特に井出専門委員の意見を確認させてください。

○井出専門委員 項目に加えていただいて非常に素晴らしいことだと思いますし、またその上の説明の部分のところで、特に誤解がないように、わざわざ説明の段を段落まで改行いたしまして細かく説明していただいて、本当に理解が助かるのではないかとということで、合わせてすばらしく改善されておりました恐縮いたしました。

○美添部会長 大変丁寧な仕事で、こんな100%の回答というのはめったにないと思います。

ただ、個人的に心配があります。建物票については、井出専門委員の指摘に対する課長の説明のとおり、法人自社所有の建物の利用現況は正確に書けると思います。一方、土地票については、土地を所有している法人が回答し、その上の建物は、所有している場合と所有していない場合があるという説明でした。所有している建物については、建物票と整合的な答えが期待できる。一方、所有していない建物について、必ずしも把握していないのではないかと気がしますが、これは前回までの調査では「その他」の項に入っていたそうです。その理解で正しいでしょうか。そうであれば、形式的に分けることは可能であろう。ただし、「その他」のところに、純粹のその他と未利用の建物が混在していたものを分けるという修正案ですけれども、その精度については、集計上チェックはしていなかったはずなので一抹の不安が残る。大きな不安かもしれません。それで、どうするかは、この部会で皆さんの意見を伺って決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木委員 今のお話ですと、わからないという項目があればいいということですか。

○美添部会長 従来はわからないというのはありましたか。それがその他になっているのですでしたか。

○国土交通省（石井専門調査官）　そういう項目は設けていないです。

○美添部会長　所有している土地に何か建っていれば、それは契約上必ずわかります。その建物に増改築があってもわかります。ところが、利用状況が変化した場合には、土地の所有者に対して報告義務はたぶん法的にないですね。そこが問題になって、従来はその他に入っていたので、集計上特段のチェックはしていなかった。今回、分けたことによって、ここの動きが初めて明らかになるといいながら、正確さについては若干未確認の部分があります。

○清水専門委員　それに追加してよろしいでしょうか。例えば、未利用というターミノロジーを、定義を手引の中でされていくのかもしれませんが、すごく大事だと思っていまして、確か東京都で建物に関する調査をされておられます。23区に大体168万戸の建物があるのですね。日本全体の結構のシェアを占めるとは思いますけれども、その中に確か「未利用」という項目があったと思います。我々利用者からすると、その整合性がすごく気になるということと、例えば建築中とか、未利用なのだけれども、今は開発をされていてたまたま未利用であるというケースと、本当に使っていない、予定もないみたいな本当に未利用というケースと2つありまして、井出専門委員が御懸念されたのは後者の方の本当に使っていない部分で御懸念されたところが統計として出てきてほしい。しかし、回答者側が、今たまたま開発中で、耐年期間が3年ぐらいありますからそれを未利用としてしまうというケースなども出てきますので、たしか東京都は、「未利用とは」という定義を長々と書いておられたので、そういうものも少し。

○美添部会長　それは、そういう定義は厳密にあって、調査の手引等には書いてあるはずですが、そこを御紹介いただけますか。

○国土交通省（麦島土地情報課長）　今の調査の手引は、前回の部会のお示しした参考2を見ていただけますか。その32ページです。

実は、その他の建物はここに、上の部分ですが書いていまして、非常にある意味で広範な、病院、診療所、保健所、保健施設から始まりましてずっと、このようなものがすべて「その他の建物」で一緒くたに。今、御議論になっている部分は、実は一番下の2つで、「閉鎖済みの工場」、それから「閉鎖済みで用途が決まっていない建物」となっています。

○美添部会長　手引はできているわけで、大きな法人・企業であれば、ここは担当者が見て記入していると思われま。そういう意味では、従来から概念的には存在していたのは確かですね。

○清水専門委員　「未利用の建物」が今からつくられると。

○美添部会長　未利用の建物に関しては、今回の修正案で反映されます。建物票で未利用の建物を反映するのは十分できるし、問題も少ないと思いますが、土地票で所有していない建物についての情報を書かせるとその内容が正しいかどうか。

着工して建設中のものは、その用途で書かれるわけですね。

○国土交通省（麦島土地情報課長） そのように考えています。

○美添部会長 だから、今の質問は部分的には答えられていると思います。

○高橋専門委員 そうすると空き地だけがクローズアップされることになるわけですか。

○美添部会長 従来は建物があっても、使われていないものはその他のところに入っていた。今回の修正案だと「利用していない建物」で特掲して、「その他の建物」から別に記入させる。

私からの提案ですが、修正案で調査したとして、審査の過程でここの記入状況がわかると思われます。信頼に足りるような結果であれば、このまま集計すればよろしい。しかし、信頼性に多少問題があるとしたら、ここはその他の建物と合わせれば前回の設計と全く同じ集計がつかれる。どちらかを参考にして集計するという工夫はあり得ると思うのですね。「利用していない」と「その他」を合わせたものをつくり、未利用の内訳もつくる。土地票については、そういう集計をすれば、利用者としても混乱しないと思われませんが、いかがでしょうか。調査実施部局は、そのような集計の対応でよろしいですか。

○国土交通省（麦島土地情報課長） 承知いたしました。

○美添部会長 今の点については、修正案の調査票を使い、集計で精度を落とさないような工夫をするという対応をお願いします。

それでは、3番目の指摘事項ですが、法人土地基本調査とそれに関連する統計調査、あるいは行政資料の関連をまとめていただいたものがあります。これについて意見、質問等お願いいたします。

○高橋専門委員 ここで取り上げられている統計は、国土交通省が所管している統計ですか。

○美添部会長 世帯部門と公的部門は違います。

○高橋専門委員 公的部門は違いますね。例えば右側の「企業の土地取得に関する調査」とか、「土地保有移動調査」とか、「土地所有・利用概況」は全部国土交通省が。

○国土交通省（麦島土地情報課長） さようございます。

○高橋専門委員 そういう意味ですね。だから、含みとして、項目によっては他の省庁の統計ももしかするとあるかもしれないということですね。

○国土交通省（麦島土地情報課長） はい。

○美添部会長 左側の世帯部門のところには、「住宅・土地統計調査（総務省）からの集計により把握」。ここは総務省調査で、集計が国土交通省ということですか。

この資料を出していただいたのは、5年周期では長過ぎるのではないかということに対して、企業の土地取得状況等に関する調査が毎年の動きを反映するものであり、調査対象が1億円以上の法人全数ですので信頼性も相当高いものだろうという趣旨で

す。これがあるのに、更に負担が発生する土地基本調査を短い周期で実施するのは、国民の理解を得るのは難しいだろうというのが前回の議論でした。

この企業・土地の調査の正確性をもう少し高めるか公表の仕方を工夫する等があれば、法人土地基本調査もより充実したものになるであろうという気はします。この部会でそういう要望を出せるかどうかはともかく、指摘だけはできそうですね。少なくとも議事録に残る形で、この統計は極めて重要であるという認識は表明できると思います。

○井出専門委員 今までは、どちらかといいますとこの2つの統計調査の結果について同じ項目を拾っていくようなチェックと集計は行われていなかったと思うのです。片方はフローだけ、今回両統計調査の補完関係が意識されることで、両方により精度が高まるかなと思って、実際やってみてどのようになるのかすごく関心が高いところです。

それともう一つ、不動産の証券化の実態調査に関してです。あえて言わせていただきます。今回証券化の有無について質問項目を追加するということは、記入者負担を考慮することで、適切かどうか検討する必要があると思います。多分事情がよくわからない方ですと、毎年行っている実態調査があるのだから、わざわざ何で追加をするのだという意見が出る可能性もあるかと思えます。実は、毎年行われている調査では把握し切れない部分の企業ベースの行動がこの質問項目の追加をすることによってわかるので、毎年行われている別の調査と組み合わせることによって、より企業の行動が明らかになるということを経済の活用で言っていただければ非常にいいのではないかと思います。これはあくまでも感想ですけれども。

○美添部会長 2つに分けて確認したいと思います。1つは、企業・土地と法人土地基本調査との関係については、内部では、法人土地基本調査から5年間のフローを積み上げて5年後にどうなるかの試算はされたと私は理解していますが、公表はされていないのですか。

○国土交通省（石井専門調査官） 内部で整理はしていますけれども、そのような公表はしていません。

○美添部会長 カバレッジが違うことと、実は、この企業・土地の回収率は必ずしも高いとは言えないことがありますので、慎重になっているのはそのとおりだと思います。ただ、利用価値の高い統計であることから、法人土地基本調査に関連して、有効な情報の利用ができるであろうという指摘は残したいと思います。何か補足ありますか。

○国土交通省（麦島土地情報課長） 今、専門委員からあった不動産の証券化の方の調査を。

○美添部会長 それは今から伺いますから、企業・土地に関してはよろしいでしょうか。

今おっしゃったことが後半の質問ですが、私は、この不動産の証券化実態調査は知らなかったのですが、これは承認統計調査ですか。関係省庁間のヒアリングですか。

○国土交通省（麦島土地情報課長） ヒアリングなり、あとは、実は証券化というのは、いわゆる金融サイドと不動産市場のリンクの中で、どちらかといえば、信託会社系から情報を得ているという調査でございます。今回の法人の土地なり建物で証券化の関係は、要するに建物の所有主体に対して調査しておりますので、若干情報の入手源が異なっている部分は一つございます。

○美添部会長 ここで実態を把握して、統計調査の項目に載るという判断をしたために今回の調査事項としたと。

○国土交通省（麦島土地情報課長） そうです。

○美添部会長 確認ですが、本当に承認統計ではないのですね。

○犬伏統計審査官 業務統計と言っています。

○美添部会長 業務上の必要に応じてヒアリングをした。

○国土交通省（麦島土地情報課長） さようでございます。そういうことでやらせていただいています。

○美添部会長 統計法で申告の義務を課した統計ではない。承認統計でもない。そういう整理でいいと思います。

○国土交通省（麦島土地情報課長） さようでございます。

○美添部会長 よろしいでしょうか。

○高橋専門委員 1回目のときに5年から3年という話をしているいろいろ議論を呼んでいますけれども、1つ、先ほどおっしゃっていましたが承認統計の本当の信頼性がどの程度なのかというのは、今の議論ではまだ出てきませんね。例えば回収率がどれくらいなのか、それで本当に毎年度の動きは追えているのかどうなのかを聞かないと、本当にこれでいいですよとは、なかなか言いにくいので説明を。

○国土交通省（石井専門調査官） 企業・土地については、今言われた回収率については60%ぐらいとなっています。昨年では言えば61.4%になっています。

○高橋専門委員 これは郵送調査ですか。

○国土交通省（石井専門調査官） そうです、往復郵送調査です。

○高橋専門委員 土地保有移動調査の方は。

○国土交通省（石井専門調査官） 土地保有移動調査は、今手元に資料がないのですが50%ぐらいです。土地保有移動調査の場合は会社以外に個人にも送りますので、その点もあるのかと。

○高橋専門委員 50%の毎年度調査で、国土交通省としては、統計的な意味と申しますか、そこから何かを読み出せることについてどのように考えておられますか。

○国土交通省（麦島土地情報課長） やはり近時、土地市場も大きく変動して、イベントの発生と申しますか、市場に影響を与えるような要因も、非常に変化が激しいと

いう中にあって、先ほども御議論ありましたが、ある意味でこういう土地のフローベ-ースのいろいろな把握はこの調査しかないと思っております、我々の政策実施上の調査としては極めて有用な調査であると思っております。

○美添部会長 回収率は、承認統計全体として大体 70%から落ちてきて 60%ぐらいになってきているということですから、特に悪いともいいとも言えない状況です。ただし、指定統計に接続して公表するには、精度が不足すると判断されているということですね。

評価に戻りますと、3年周期は、費用の問題から現実的ではありませんが、5年周期の中間年に関しては幾つか使える統計があることを確認したことにとどめさせていただきます。

○清水専門委員 証券化の方ですけれども、すごく難しいと思うところがあります。証券化をすると、所有権は例えばS P Cに移して、一般的には、信託受益権を保有する形になるわけです。登記上では、いわゆる所有者は、例えばA株式会社からB S P C（特別目的会社）に移してしまっている。そしてその信託受益権を持っているだけというところに証券化というフラグが立ってくると思うのですね。その辺を法人の所有とみなすかどうか少し検討が必要かなと思っております。一方で、その必要性は、十分に理解できます。なぜかという、従来は所有と賃貸という2つしかなかったものに対して、証券化という新しい所有の仕方が出てきているわけですから、それが除外されてしまうと、法人の所有状況といった意味から、すごく大きな固まりが抜けていってしまうことになってしまうので、それを追加することには全く反対ではないのです。しかし、企業の方々の判断がぶれないようにターミノロジーを正確にしておいていただければと思います。手引の方になると思います。

○美添部会長 これは記入の手引というか、先ほどの参考2のものをきちんとつくるということでしょうか。

○国土交通省（石井専門調査官） 当然、「記入について」にも詳しく書く予定であります。先ほどのプレプリントのペーパーがあるのですけれども、調査票にも一応信託の関係は触れているところです。調査票Aであれば、調査票Aの1枚目、その右の方に、「2土地の所有状況について」という欄があります。その中に「8所有する土地の有無」というところで、白い四角の枠のところ平成 20 年1月1日現在という括弧書きの中に「貴法人名義の土地のみが対象で借地権や関連会社名義の土地は含みません」と。その後「信託されている土地については、その土地の信託受益権を有している法人の所有土地とします」ことをつけ加えているところです。また、この詳しいものについては、手引の方に書いていくということで考えております。

○清水専門委員 証券化には、さまざまなタイプがあります。この単純な形だけではないので、単純な所有権を移転させたS P Cを利用したものから、セールスアンドリースバックのようないろいろな形のパターンがあるので、その辺をわかりやすくされ

ていくと、企業の方の混乱がないのではないかと思います。

○美添部会長 指摘には対応すると理解してもよろしいと思います。

関連統計については、ほかに何かございますか。

それでは次の議題に移ります。指摘の4番目、いわゆる「駅ナカ」等の駅関連施設を把握する必要性について。回答は、その必要性は十分認めるとしながら、調査客体の協力を得ることが前提であり、今回の調査では、やはり採用しないという判断です。これにつきまして意見、質問等ありましたらお願いします。

○高木臨時委員 これは決断の問題だから。例えば、何日か前に三鷹にも駅ナカができました。だから、これは首都圏に限らず、近畿圏にしても、ある特定の圏域については営業政策にかかわることですから拡大してくると思いますが、今やる必要があるかというその決断だから、検討するけれども今回見送るとするのは、ある意味でわかりやすい線であることは事実だと思います。

○国土交通省（麦島土地情報課長） 政策的な側面で見ますと、駅ナカの商業関係の動向は、勿論その周辺の商業機能との関係とかまちづくりの中での位置付けとか、そういう側面で非常に重要な側面があるかと思うのですが、御記入者の負担というところが非常に大きいかと思っております。それに比べまして、この調査の中でどの程度やる必要があるのかということころはもう少し詰めさせていただきたい。ただ、一方で、例えば鉄道行政でも、実は駅ナカのありようは、本来の鉄道行政ではないという位置付けもありまして、一番大きいのは、恐らく商業機能というかまちづくりといえますか、そういう部分で、もしそこのところを本当にきっちり把握しようと思うと、恐らくそれ独自の調べ方を何らかの形でやっていくような形をしないとなかなか難しいという思いもございます。もう特化した形で、どのような政策につなげるかという前提の中でないと難しいという部分もあろうかというのが、我々の中で議論している状況ではあります。

○高木臨時委員 確かに、大きいことを考えると調査項目とかどうのこうのということになりますけれども、駅ナカを幾つぐらいやっているかとか、単純な話でも構わないわけです。一つは商業的な利用の使い方と、もう一つは、言われたようにまちと関係があって、表へ出さないで事を駅の中で収めてしまおうという発想です。だから、まちに影響を与えるのですよ。そういうものを把握するときに、駅ナカがあるかないかだけでもいいとは思っただけけれども、まあ、やるときはきっちりやるというお話ですから、それはそれで一つの行き方だと思っております。

○美添部会長 重要な検討課題であると表明されていますので、今回いきなりA票の適用というわけにもいかないと思います。ただ、国土交通省からも説明があったように、商業的にも調査がなされている。経済産業省の商業統計調査で駅ナカを対象にしましたね。協力が得られているという理解でよろしいですね。

○経済産業省 詳しくはわかりませんが、多分取っていると思います。

○美添部会長 大きな駅ですと、私鉄と何社かの会社が入っていて、その土地の高度利用が実現されている。建物も、ストックの把握という意味からも重要だと思いますが、技術的な問題、調査票の設計の問題と、客体の協力の問題等がありますので、今後の課題として実現性について検討していきたいという回答で部会として了承することよろしいでしょうか。

○高木臨時委員 はい。

○美添部会長 それでは、宿題は一通り確認できましたので、答申案の審議に入ります。

まず、答申案を事務局に朗読していただいてから議論に入りたいと思います。

○事務局 それでは、読ませていただきます。

諮問第3号の答申

平成20年度に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について

本委員会は、国土交通省が平成20年に実施を予定している法人土地基本調査（指定統計第121号を作成するための調査）及び法人建物調査（統計報告の徴集）の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 調査方法

(ア) 今回の法人土地基本調査及び法人建物調査から、調査方法の多様化を図り調査票回収率を高めるため、インターネットを用いた電子調査票による調査を可能にする計画である。

これについては、調査の効率化と報告者負担の軽減を図るものと考えられ妥当である。

しかしながら、報告者負担の軽減のため、電子調査票のみでなく、これまでも実施してきた電子媒体等での提出も継続して実施する必要がある。また、インターネットによる提出が可能なことを調査対象に周知を図り、利用率を高めるよう努めることが必要である。

(イ) 両調査については、母集団名簿整備作業、調査対象からの疑義照会、集計作業等の事務を民間事業者へ委託して実施する計画である。

これについては、民間事業者への事務の委託に当たって、「統計調査の民間委託に関するガイドライン」に基づき、適切な入札、契約、実査等におけるモニタリングを通じて調査精度の確保等を図るとともに、当該事業者へ調

調査対象の秘密保持に関する所要の措置を講じさせることとしており妥当である。なお、今後とも適切なモニタリング等の実施が必要であり、調査実施者において、それが可能となるような能力の保持に努めることが必要である。

イ 調査周期

両調査の調査周期は、5年周期とする計画である。

これについては、毎年実施している「企業の土地取得状況等に関する調査」等で中間年の土地の変動状況を相当程度正確に把握できるため、調査の実効性の確保、報告者負担等を勘案すれば、妥当である。

ウ 調査事項・調査票

(ア) 両調査の調査票については、電子調査票の導入を考慮した調査票のレイアウトの変更を行う計画である。

これは、前回の調査票と比較して調査対象の見易さを確保するものであり、妥当である。

(イ) 法人土地基本調査の調査事項については変更を予定していないが、法人建物調査の調査事項については、地下階数、昭和55年以前の建物の新耐震基準の適合状況、証券化の有無、建物の貸付面積を追加する等の計画である。

法人建物調査の調査事項の変更については、政策ニーズ、社会的情勢の変化に対応したものであり、妥当である。

[しかしながら、法人建物調査の調査事項のうち「建物の利用状況」において未使用の建物を把握する選択肢はないが、利用状況を的確に把握するためには未使用であることも把握するようにすることが必要である。]

エ 集計事項

今回、法人土地基本調査の集計事項については変更がなく、法人建物調査の集計事項については調査事項の変更に対応した集計事項の変更をする計画である。

法人建物調査の集計事項については、調査事項の変更に対応したものとなり妥当である。

2 今後の課題

(1) 両調査については、報告者負担の軽減及び調査の効率化の見地から、市町村が保有する固定資産課税台帳の活用余地について、今後更に検討することが必要である。

(2) 法人建物調査の対象外となっている駐車場用地、鉄軌道等用地の上にある建物のうち、いわゆる駅ナカ等商業施設として利用されている箇所については、近年増加してきており、駐車場用地、鉄軌道等用地とは異なる利用状況を把握するため、次回以降の法人建物調査において、当該箇所の把握について検討する必要がある。

(3) 両調査の調査対象のうち、全数調査の対象である資本金1億円以上の法人に

関するパネルデータについては、今後も継続して作成することが必要である。
また、広く国民が利用できるように、パネルデータの分析結果の公表についても検討する必要がある。

以上です。

○美添部会長 前回までの議論は基本的に変えていないと思いますが、本日議論いただいたところで確認をお願いします。全体について意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○清水専門委員 可能であればということですのでけれども、今後の課題のところ、「両調査については、報告者負担の軽減及び調査の効率化の見地から」ということで固定資産課税台帳だけが出ているのですが、例えば登記済み移動通知書みたいな登記簿データ、例えばドイツのケースだとどうなっているかということ、登記されたデータが課税当局と州統計庁に行きまして、その中でいわゆる所有権の移転などの統計に反映させているのです。日本の場合どうなっているかということ、固定資産税の担当部局としては、登記簿の登記済み移動通知書をもって、初めて所有権の移転の手続をしているということなので、原データをただせば登記のデータなのです。そうすると、固定資産税の部局にそういう話をすると、いや、元々は登記のデータですという話になってまいりますので、登記済み移動通知書及び登記簿データなども併記しておいた方がいいのかなという気はしておりますが、いかがでしょうか。

○美添部会長 固定資産課税台帳だけだと狭過ぎるとすると、記述的には「等」をつければいいのか、具体的名称を幾つか入れるのか。

○犬伏統計審査官 今、御指摘いただいたものを含むという意味合いで「等」ということで処理できるのであれば、それはそれでよろしいかと思いますがけれども、そこは、調査実施者とも確認しながらという形になろうかと思えます。

○清水専門委員 「等」でも構いませんので。

○美添部会長 ここは、趣旨はどなたも反対しないと思えます。では、修文は部会長一任ということでお願いします。何カ所かそういう可能性はあると思えます。

念のために、前の方から意見を確認した方がいいかもしれません。

1 ページ目の適否に関しては、認められたとして、次の理由等ですが、まず、アの(ア)、この計画で「妥当である」、この評価でいかがですか。「しかしながら」のところですが、「電子調査票のみでなく、電子媒体等での提出も継続して実施する必要がある。また、インターネットによる提出が可能なことを……周知を図り……が必要である」、こういう表現ですが、いかがでしょうか。

「しかしながら」で、「これまで実施してきた電子媒体等での提出も継続して実施する」は、計画に入っているのですか。入っているのであれば「必要がある」という表現はきついと思いますが、これはどうなっているのか。計画で明文化はされていないけれども、従来から実施してきたと思えますが。

○国土交通省（石井専門調査官） 今回の改正の計画の中には明文化はしていません。ただ、やることはやると思っております。

○美添部会長 言っていないのであれば、実施者として、この書きぶりでもいいですか。

委員の皆様はこれでよろしいでしょうか。

「継続して実施する必要がある」ではなくて「継続して実施することを周知させる」、次のインターネットによる提出が可能なことも「周知させる」という趣旨だと思います。そこを修文していただいた方が明確になると思いますので、これも事務局と検討することではいかがでしょうか。

特段の反対がないようですので、では、その方向で修文を検討してください。

次の（イ）、母集団名簿整備作業云々ですが、民間事業者への委託に関してはガイドラインに沿っていること、モニタリングを通じて秘密保持に関する所要の措置を講じさせるということで、判断は「妥当」ということでよろしいですか。なお書きがありますが、今後とも、調査実施者において、モニタリング等を可能とするような能力の保持に努めることが必要である。経験のある職員を確保して、安易に人事ローテーションを図らないという趣旨を込めています。これでいかがでしょうか。実施者として、これでやりにくくなるということであれば考えますが、これは応援演説です。部会の総意でこのような判断ということではよろしいでしょうか。

それでは、次の調査周期の件に移ります。5年周期について、結論は「妥当である」ですが、その前の判断として、先ほど説明がありました『企業の土地取得状況等に関する調査』等で中間年の土地の変動状況を相当程度正確に把握できる」という表現を使っています。相当程度というのは、先ほど議論された回収率を考慮したことを表す表現なのだそうです。

○佐々木委員 それに『正確』を付けるんですか。相当程度把握できる、「相当程度正確」にと。

○美添部会長 61%は不正確ではない。しかも、大規模企業・法人はほぼ正確に回答している。こう書けばわかるのだそうです。

これは、私は大事だと思います。次回の審議は5年後に来るはずですが、そのときにこの答申案文は前提とされることになります。今回の部会がどう判断したかを書くという意味で、ここは「相当程度」を取るわけにはいかないと思います。100%満足していないということを表すために、「相当程度正確に」というのは、事務局で苦心して考えたところですので、これでお認めいただけるでしょうか。

ウの調査事項・調査票ですが、まず（ア）、レイアウトについては「妥当である」としております。特段反対意見はなかったものと思いますので、この表現でお認めください。

問題は、（イ）の法人土地基本調査の調査事項について云々と、調査事項、法人、

「しかしながら」の暫定的な結論のところですか。本日の議論を踏まえれば、この表現のままでもよろしいでしょうか。「把握するようにすることが必要である」という文章表現は適切に確認しますので、それも御了承ください。

次のエ、集計事項については、未利用の建物に関して若干の対応が可能だと思いますが、ここに書くほどのことではないので、このままの表現にしたいと思いますが、いかがですか。

○清水専門委員 一つだけ、イギリスにしてもドイツにしても、今、登記簿をベースとしてもう一回統計を設計し直す動きが随分イギリスの統計庁でも行われておりまして、これは5年ぐらい前からの話ですが、ドイツは1960年代ぐらいから、それをベースとして不動産の統計を統計庁の方できちんとつかむというポリシーを持っているものですから、そういうことで御意見をさせていただいたという程度です。

○美添部会長 それは集計事項ではなくて今後の課題ですね。

○清水専門委員 集計事項は問題ありません。

○美添部会長 2の今後の課題は(1)(2)(3)とありますが、(1)のところは、清水専門委員が発言されたことで、先ほどの固定資産課税台帳に限らず、幅広く行政資料の活用を検討する必要があると修文します。

○井出専門委員 それに関連して、よろしいですか。この答申の文面を直す必要は全くないと思いますが、なぜ今回は固定資産税課税台帳を活用できなかったというところは、市町村ごとにやり方が違って非常に集計も大変だということもあったと思います。ですから、向こうが勝手にやっているからこちらはできませんというのではなくて、やはりそこは、行政の中で連携を取っていただいて、こちらからもこういうふうなお互いに協力しましょうということで、国全体として、行政のレベルに関係なく協力体制ができるように、こちらからも併せて要望を出していただければと思います。

○美添部会長 冒頭に佐々木委員が発言されたことも同じ内容だと思います。答申案文はこのままでいいと思いますが、指摘いただいたことは、この答申案を統計委員会で説明するときに、部会長の追加発言として報告することを考えています。それでよろしいでしょうか。

○井出専門委員 はい、お願いいたします。

○美添部会長 (2)は、駅ナカの問題です。今後の検討課題という意味で書いてありますが、表現について、意見がありましたらお願いします。「法人建物調査において」と書いてあるのは、土地では問題にならないのでしょうか。法人土地基本調査の方では。調査票が、B票になっているのを、先ほどの高木委員の話だと、B票ではなくてC票が必要かもしれない。

○国土交通省(石井専門調査官) A票と絡んできます。

○美添部会長 土地の方も若干対象になりますね。そうすると、「法人建物調査の」

ではなくて「両調査の対象外となっている」と書けば、実質的内容は変わらないと思いますが、いかがでしょうか。具体的にどう書くかは事務局と相談して決めていただきますが、建物に限らないという理解でよろしいですか。

○**犬伏統計審査官** その意味で、この(イ)の部分で、事務局が言うのも変ですが。

○**美添部会長** このペンディングの部分ですね。

○**犬伏統計審査官** 法人建物調査のところだけしかメンションしていませんが、そういう意味では、法人土地基本調査の方にもメンションしていく必要があるのかなど。

○**美添部会長** なるほど、議論はそうでしたね。B票の話、どこに入れればよろしいのでしょうか。

○**犬伏統計審査官** (イ)の今のところに、「法人建物調査の調査事項のうち」云々と言っていますけれども、「法人土地調査についての調査事項の選択肢」云々ということと同じような形で入れていくことになろうかと思いますが、その案はまた考えさせていただきたいと思います。

○**美添部会長** 今、ウの調査事項・調査票で(ア)(イ)と括弧があるところの並びで、もう一つ、土地を入れるという可能性を考える。

それでは、今後の課題の(3)に移りますが、1億円以上法人は全数調査の対象であるため、今後も継続して作成するパネルデータの公表について検討する必要があるという内容ですが、この書き方でよろしいでしょうか。井出専門委員からの要望はここに含まれていると思いますが。

清水委員、何かこの(3)に関しては。

○**清水専門委員** 私は、特にパネル集計が必要とは余り思っていない立場なので。

○**美添部会長** 貴重な統計だと思いますが、法人土地基本調査に関しては5年周期ですので、この程度の書き方にとどめさせていただきます。

これで一通り答申案を見ていただきましたけれども、もう一度部会を開催するのはどなたも賛成いただけないと思います。事務局において文書審査等もあることですので、修正した文章につきましては、事務局と部会長に一任をお願いします。原案をつくった段階で皆様に確認していただくという手順は踏みますが、部会は開催しないことよろしいでしょうか。

それでは、修文を加えて、確認していただいた後の答申案を当部会として採択するとさせていただきます。

できました答申案は次回1月21日開催の統計委員会の場で報告いたします。

部会としては、以上で終了ですが、最後に事務局から何か。

○**犬伏統計審査官** 今、部会長からお話がありましたように、部会長と相談しまして、修文案を作成した後に、先生方にもう一度確認なり連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**美添部会長** お手数ですが、よろしく願いいたします。

これまで3回にわたって部会審議に協力いただきましてありがとうございました。
以上で第3回企業統計部会を閉会といたします。